

個人情報保護への取り組みについて

平成 15 年 5 月に「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）」が成立し、平成 17 年 4 月から企業や健康保険組合（以下「健保組合」という）の個人情報の取扱いに関する義務が課せられます。

三菱UFJニコス健康保険組合（以下「組合」という）では、被保険者（被扶養者及び被保険者または被扶養者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）の個人情報の保護について以下のような考えのもと、取り組みをすすめていくことをお知らせします。

健保組合は、健康保険法が定める目的「労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」に沿って事業を行っています。また、健康保険法では、「保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」とも規定されています。

このように健保組合は、被保険者等の病気やケガ、出産のため一時的に収入がなくなった場合には生活費補償も実施しています。

さらに、被保険者等の健康保持増進のために、健康教育、健康相談、健康診査などの保健事業も行っております。

被保険者等の個人情報は、組合が以上のような事業を行い、被保険者等に対しサービスを提供していくためにはなくてはならないものであり、その情報を安全に保管し、取り扱うことを最大の課題と認識し、事業活動に関わる全役職員及び関係者に徹底していきます。また、組合では、基本方針に掲げた事項を常に念頭に置き、被保険者等の個人情報保護に万全を尽くしていくことに努めます。

三菱UFJニコス健康保険組合
理 事 長